

「カボニュー」キャラクターイラスト等に関する使用許諾規約

(目的)

第1条 この規約(以下「本規約」といいます)は、株式会社NTTドコモ(以下「ドコモ」といいます)が提供するキャラクター「カボニュー」(以下「カボニュー」といいます)のイラスト(以下「イラスト」といいます)及び登録商標(第 6547541 号及び登録商標第 6547542 号)(以下、イラストと総称して「イラスト等」といいます)を使用する際に必要な事項を定めています。なお、本規約に同意されない場合、イラスト等を使用することはできません。

(使用許諾契約の申込み)

第2条 イラスト等の使用を希望する者(以下「申込者」といいます)は、本規約の内容を承諾した上で、ドコモがキャラクターブック「04 申請方法・Q&A・問い合わせ」に定めるところに従い、イラスト等の使用許諾の申込みの手続きを行うことにより、使用許諾契約(ドコモからイラスト等の使用許諾を受けるための本規約及びドコモが定めるイラスト等に関するキャラクターブック(以下「キャラクターブック」といいます)に基づく契約をいい、以下同じとします)の申込みを行うものとします。なお、申込者が未成年者である場合は、使用許諾契約の申込みについて法定代理人(親権者又は未成年後見人)の事前の同意を得るものとします。

(使用許諾契約の申込みの承諾)

第3条 ドコモは次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、前条の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込みの内容に不備があり、若しくはその内容が事実と反しているとき、又はそのおそれがあるとき。
 - (2) 申込者が未成年である場合は、その法定代理人の同意を得ている事実をドコモが確認できないとき。
 - (3) 申込者が第 12 条(禁止事項)の定め違反するおそれがあるとき。
 - (4) 申込者が過去にドコモからイラスト等の提供を停止され、又は使用許諾契約を解除されたことがあるとき。
 - (5) その他ドコモが不適当と判断したとき。
2. ドコモが前条第 1 項に基づく使用許諾契約の申込みを承諾し、ドコモから使用許諾通知書(以下「使用許諾通知書」といいます)を申込者に発送した時点で、当該申込者とドコモとの間で使用許諾契約が成立するものとします。
3. ドコモと使用許諾契約を締結した申込者(以下「使用者」といいます)は、日本国内において、使用許諾通知書に指定された制作物(第 8 条第 1 項にて定義するとおりとし、以下同じとします)にイラスト等を使用することができます。
4. 前項に定めるドコモから使用者に対するイラスト等の使用許諾は、非独占的な許諾とします。
5. 第 1 項の規定にかかわらず、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内においてイラスト等を使用する場合は、使用許諾契約の申込みは不要です。なお、申込みが不要な場合でも、本規約及びキャラクターブックは適用されます。
6. 申込みの内容に変更・追加がある場合には、キャラクターブック「04 申請方法・Q&A・問い合わせ」に定めるところに従い、変更・追加の申込を行うものとします。かかる変更・追加の申込みには、第 2 条及び第 3 条が準用されるものとします。

(変更の届出)

第4条 使用者は、氏名、商号、住所、電話番号、電子メールアドレスその他ドコモへの届出内容に変更があった場合は、すみやかにその旨をキャラクターブック「04 申請方法・Q&A・問い合わせ」に定めるところに従いドコモに届け出るものとします。なお、届出内容に変更があったにもかかわらず、ドコモに届出がないとき(届出後、ドコモがその変更内容を確認できるまでの間を含みます)は、本規約に定めるドコモからの通知については、ドコモが届出を受けている氏名、商号、住所、電子メールアドレス等への通知をもってその通知を行ったものとみなします。

2. ドコモは、前項の届出があったときは、使用者に対し、その届出に係る変更の事実を証明する書類の提示又は提出を求めることができるものとし、この場合、使用者はこれに応じるものとします。
3. ドコモは、第 1 項に基づく届出の内容について、承認した場合、その旨の通知を発するものとし、当

該通知が行われた時点で変更の届け出が完了するものとします。

(使用者への通知)

第5条 ドコモは、本規約で別に定める場合を除き、使用者に対して行う各種通知を、使用者から届出を受けている電子メールアドレス宛てに電子メールにて通知するものとします。

2. 前項に基づきドコモから使用者への通知が電子メールにより行われる場合は、当該電子メールの送信がなされた時点で通知の効力を生じるものとします。なお、ドコモから通知された電子メールの内容がデータ化け等により読み取ることができない場合は、使用者は直ちにドコモにその旨を連絡し、その内容を確認するものとします。

(使用料金)

第6条 イラスト等の使用料は、無料とします。

(使用許諾契約の有効期間)

第7条 使用許諾契約の有効期間(以下「有効期間」といいます)は、使用許諾通知書に記載の使用許諾開始日から3年間とします。使用許諾契約の更新を希望する使用者は、キャラクターブック「04 申請方法・Q&A・問い合わせ」に定めるところに従い、使用許諾契約の更新申込みを行うものとし、更新申込みには、第2条及び第3条が準用されるものとします。

(遵守事項)

第8条 使用者は、イラスト等やカボニューと他のキャラクターとのコラボレーションにより作成したイラストを改変した著作物(以下「改変物」といいます)の使用及びイラスト等や改変物を使用した商品・サービス(販売されるか否かを問いません。以下「制作物」といいます。)において、次の各号を遵守するものとします。

- (1) 「地球にやさしい活動」又は「環境保護」にふさわしい目的にてイラスト等を使用すること。
- (2) 制作物において地球に良い行動変容を促す工夫がされていること。
- (3) キャラクターブックに記載のキャラクター設定やストーリーに沿った内容でイラスト等を使用すること。
- (4) キャラクターブックに記載のルールを遵守すること。
- (5) 電子メール等によりドコモが提供するイラスト等の素材を使用すること。
2. 使用者は、制作物についての連絡先(商号、所在地、電話番号等)を表示する場合は、一般の消費者に分かりやすい表示をするものとします。
3. 使用者は、イラスト等を使用した制作物の製造、販売、広告宣伝等にあたって、適用される法律、条令、規則等を遵守するものとします。
4. 使用者は、使用者の責任において制作物を製造、販売、広告宣伝等を行うものとします。制作物の製造、販売、広告宣伝等において許認可等が必要な場合には、使用者の責任において取得したうえで行うものとします。
5. 使用者は、第三者に対し、あたかもドコモが制作物を、製造、販売、広告宣伝若しくは提供し、又は保証するものと誤認を与える表示等をしてはならないものとします。

(制作物の照会)

第9条 ドコモは使用者に対して、制作物の公表、広告宣伝、販売等の前までに、必要に応じて完成品の写真(場合によっては完成品サンプル)の提出を求め、制作物におけるイラスト等の使用について修正等を要請する場合があります(詳細は、キャラクターブック「04 申請方法・Q&A・問い合わせ」を参照ください。)。使用者は、かかる要請に従い、制作物等の修正等を行うものとします。

(商標等の使用許諾)

第10条 使用者は、本規約又はキャラクターブックに別段の定めがある場合を除き、ドコモの事前の書面による承諾がない限り、ドコモの商標、標章、ロゴマーク等(以下「商標等」といいます)を使用してはならないものとします。

(著作権表示)

第11条 使用者は、制作物に、イラスト等又は改変物を使用する際は、下記に示す著作権表示文字を表記

するものとします。但し、合理的な理由により著作権表示文字を表記できない場合は、使用者は事前に通知し、ドコモの承認を得るものとします。

©NTT DOCOMO

(禁止行為)

- 第12条 使用者は、イラスト等又は改変物の使用にあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。
- (1) 「地球にやさしい活動」や「環境保護」に関するもの以外にイラスト等を使用する行為
 - (2) 本規約又はキャラクターブックに違反する使用、改変等の行為
 - (3) コラボレーションに含まれる他のキャラクターを傷つける等、暴力を想起させる態様で使用する行為
 - (4) コラボレーションに含まれるキャラクター同士の優劣や上下関係がある態様で使用する行為
 - (5) カボニュー又はイラスト等を、他のキャラクターやイラストなどと比較、競争等させる行為
 - (6) 商品・サービス等の比較、競争等を行う企画、プロジェクト等に、カボニュー又はイラスト等を使用する行為
 - (7) カボニュー、イラスト等、ドコモ又は第三者に対する非難、誹謗中傷等につながるおそれがある行為
 - (8) イラスト等若しくは改変物の使用によって品質や製造者その他の誤認若しくは混同を生じさせる行為、又はそれらのおそれがある行為
 - (9) あたかもドコモが制作物を提供又は保証しているかのような誤認を与えるおそれのある表示する行為
 - (10) ドコモ、カボニュー又はイラスト等のイメージ、信用を毀損する行為又はそれらのおそれがある行為
 - (11) 環境への悪影響がある制作物にイラスト等を使用する行為
 - (12) ギャンブル、賭け事などに関連してイラスト等を使用する行為
 - (13) 宗教的行事、宗教的活動、政治活動等にイラスト等を使用する行為
 - (14) カボニュー又はイラスト等を使用した、商標、意匠等の出願、登録等の権利化を行う行為
 - (15) ドコモ若しくは第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権、プライバシーその他の権利若しくは利益を侵害する行為、又はそれらのおそれのある行為
 - (16) 公序良俗に反する行為若しくは公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為、又はそれらのおそれのある行為
 - (17) 犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為若しくは法令に違反する行為、又はそれらのおそれのある行為
 - (18) カボニューキャラクターを立体化した制作物を制作・使用する行為
 - (19) その他前項に準じる行為
2. ドコモは、使用者が前項の各号のいずれかに該当するときは、イラスト等又は改変物の使用中止、制作物の修正、その他必要な措置を求めることができるものとし、使用者はそれに応じるものとします。
 3. ドコモは、前項に基づく措置により使用者に損害が生じた場合であっても、その責任を負わないものとします。

(苦情対応等)

- 第13条 使用者は、使用者によるイラスト等若しくは改変物の使用又は制作物に関して、ドコモが第三者から苦情、問合せ等を受け、又はこれら第三者との間でクレーム、被害、紛争等(以下「紛争等」といいます)を生じた場合は、使用者が自らの費用と責任でこれに対応し、解決するものとし、ドコモを免責せしめるものとします。使用者が製造又は販売した制作物(食品や、化粧品等の人体に触れる可能性のある製品を含みます)による紛争等についても同様とします。
2. 紛争等に起因してドコモに損害が生じた場合には使用者はその損害を賠償するものとします。
 3. ドコモは、使用者によるイラスト等若しくは改変物の使用若しくは制作物により紛争等が発生し、又はそのおそれがあると判断した場合は、使用許諾契約を直ちに解除できるものとします。

(第三者への製造などの委託)

- 第14条 使用者は、イラストの改変若しくは制作物の製造、販売等の全部若しくは一部を第三者に請負わせ、又は委託する場合、当該第三者(以下「再許諾先」といいます)との間の契約において、使用許諾契

約に基づく使用者の義務と同等の義務を再許諾先に負わせるものとします。

2. ドコモは、再許諾先の行為を全て使用者の行為とみなし、使用者に対し、使用許諾契約上の責任を問うことができるものとします。

(非保証)

第15条 使用者は、いかなる場合においても、使用者自身の責任においてイラスト等及び改変物を使用するものとし、使用者によるイラスト等及び改変物の使用に関し、ドコモはイラスト等にかかる素材を使用者に引き渡す以外の義務を負わないものとします。

2. ドコモは、使用者に対し、イラスト等及び改変物の第三者の権利侵害の有無等につき、いかなる明示的、黙示的な保証も行わないものとします。

(権利の帰属)

第16条 イラスト等に関する著作権等知的財産権その他一切の権利は、ドコモに帰属するものとします。

2. 改変物の著作権等知的財産権その他一切の権利は、改変物を創作した使用者に帰属するものとします。但し、改変物に含まれる既存のドコモの著作権等知的財産権その他一切の権利についてはドコモが引き続き当該権利を留保するものとします。
3. 前二項に定めるほか、使用許諾契約に基づき使用者に提供される情報等に係る著作権等知的財産権その他一切の権利はドコモ又は第三者に帰属します。使用許諾契約の締結は、使用者に対し何らの権利の移転を伴うものではなく、また、使用者に対し使用許諾契約に基づくイラスト等及び改変物の使用に必要な範囲を超えてこれらの情報等の使用を認めるものではありません。

(使用者が負う賠償責任)

第17条 使用者は、使用許諾契約の違反その他イラスト等及び改変物の使用に関連してドコモに損害を及ぼした場合、ドコモに対しその損害(合理的な弁護士費用を含みます)を賠償するものとします。

(個人情報等の取扱い)

第18条 ドコモは、申込者及び使用者から取得する個人情報を、次に掲げる目的その他ドコモが別に定める「プライバシーポリシー」<<https://www.nttdocomo.co.jp/utility/privacy/>> (ドコモがその URL を変更した場合は、変更後の URL とします。)に掲げる目的で当該目的達成に必要な範囲で使用します。

- ① 使用許諾契約の申込みへの対応の目的
- ② 申込者及び使用者からのお問い合わせへの対応

(秘密保持)

第19条 使用者は、ドコモの事前の書面による承諾なくして、使用許諾契約を通じてドコモから口頭又は書面を問わず開示されたアイデア、ノウハウ、発明、図面、写真、仕様、データなどのドコモの技術上、営業上、並びに業務上の一切の情報(以下「秘密情報」といいます)を使用許諾契約の目的以外の目的に使用せず、また第三者に開示、漏洩しないものとします。

2. 前項の定めにかかわらず、使用者が次の各号の一に該当することを立証した情報は、秘密情報に含まれないものとします。
 - (1) 開示され又は知得する以前に公知であった情報
 - (2) 開示され又は知得する以前に自らが既に保有していた情報
 - (3) 開示され又は知得した後、自らの責めに帰さない事由により公知となった情報
 - (4) 開示され又は知得した後、その秘密情報によらず自らの開発により知得した情報
 - (5) 開示され又は知得した後、正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わず適法に知得した情報
3. 第1項の定めにかかわらず、使用者は、秘密情報のうちドコモから使用許諾契約に基づき開示された情報、及びキャラクターブックの内容並びにそれらに付帯する情報等に関しては、必要最小限の範囲に限り、再許諾先に開示することができるものとします。
4. 使用者が法人その他の団体の場合において、使用者が、自己の役職員に秘密情報を開示するときは、当該役職員(退職又は退任後も含みます)が当該義務に違反することのないように、必要な措置を講じなければならないものとします。
5. 使用者が本条の定めに基づき第三者にドコモの秘密情報を開示する場合は、当該第三者に本規約に定める自己の義務と同等以上の義務を課すものとします。なお、この場合において、当該第三

者が当該義務に違反し、ドコモに損害を与えたときは、使用者は自らの故意・過失の有無にかかわらず、ドコモが被った一切の損害を賠償するものとします。

(秘密書類の保管及び複製等の禁止)

- 第20条 使用者は、秘密情報に関する全ての文書及びその他の媒体(電磁的に記録されたものを含み、以下「秘密書類」といいます)を他の資料又は物品と明確に区別し、善良なる管理者の注意をもって保管するものとします。
2. 使用者は、事前にドコモの書面による承諾がない限り、秘密書類の全部若しくは一部を複製し、又は改変(以下「複製等」といいます)することはできないものとします。なお、事前の書面承諾を得て複製等を行った秘密情報についても秘密書類に含まれるものとします。
 3. 使用者は、使用許諾契約が終了し、又はドコモから要求を受けたときは、速やかにドコモの指示に従い、秘密書類をドコモに返還し、又は破棄するものとします。

(ドコモが行う使用許諾契約の解除)

- 第21条 ドコモは、使用者(再許諾先を含むものとします)が本規約の定めの一にでも違反した場合、10日程度の相当期間を定めて使用者に対し当該違反又は当該停止の原因となった事由を是正するよう催告し、当該期間内にその違反が是正されないときは、当該期間の経過をもって当然に使用許諾契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を第17条に基づき使用者に請求することができるものとします。
2. ドコモは、使用者(再許諾先を含むものとします)が次の各号の一に該当するとドコモが判断した場合、何らの通知又は催告を要せず、ただちに使用許諾契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を第17条に基づき使用者に請求することができるものとします。
 - (1) 本規約又はキャラクターブックの定め違反があり、当該違反の性質又は状況に照らし、違反事項を是正することが困難であるとき。
 - (2) ドコモへの届出内容が事実と反していることが判明したとき。
 - (3) 本規約に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき。
 - (4) 監督官庁から営業停止又は許可取消し等の処分を受けたとき。
 - (5) 法令又は公序良俗に反する行為を行ったとき。
 - (6) ドコモ又は第三者の知的財産権その他の権利又は利益を侵害したとき。
 - (7) ドコモ又は第三者の信用又は名誉を毀損したとき。
 - (8) 詐欺、その他の犯罪行為又はそれらに類する犯罪的行為を行ったとき。
 - (9) ドコモに重大な危害又は損害を及ぼしたとき。
 - (10) その他使用許諾契約を継続できないと認められる相当の事由があるとき。

(契約終了後の措置)

- 第22条 使用許諾契約が有効期間の満了により終了し、又は使用許諾契約が解除された場合、使用者はイラスト等及び改変物の使用を直ちに中止するものとします。
2. 有効期間の満了、解除その他の理由により使用許諾契約が終了した場合、使用者は、終了時点で保有するイラスト等、改変物及び制作物を全て廃棄するものとし、第三者に販売又は譲渡等してはならないものとします。

(残存効)

- 第23条 使用許諾契約が解除等により終了した場合でも、第13条(苦情対応等)、第15条(非保証)から第19条(秘密保持)まで、第20条(秘密書類の保管及び複製等の禁止)第3項、第22条(契約終了後の措置)、本条、第24条(権利義務の譲渡禁止)、第25条(反社会的勢力の排除)、第28条(準拠法)及び第29条(合意管轄)の定めは引き続き効力を有するものとします。

(権利義務の譲渡禁止)

- 第24条 使用者は、本規約に基づき、ドコモに対して有する権利又はドコモに対して負う義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできません。

(反社会的勢力の排除)

- 第25条 使用者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しない

ことを表明し、保証するものとします。

- (1) 自ら(法人その他の団体にあつては、自らの役員を含みます)が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者(以下総称して「暴力団員等」といいます)であること。
 - (2) 使用者が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (3) 使用者が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を使用していると認められる関係を有すること。
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (6) 使用者が法人その他の団体の場合にあつては、自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 使用者は、自ら又は第三者を使用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いてドコモの信用を毀損し、又はドコモの業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
 3. 使用者は、使用許諾契約に関連する契約(以下総称して「関連契約」といいます)の相手方(以下「委託先事業者」といい、関連契約が数次に渡る場合は、その全てを含みます)が次の各号に該当したときは、速やかに関連契約の解除その他の必要な措置を取るものとします。
 - (1) 委託先事業者が第1項各号に該当することが判明したとき
 - (2) 委託先事業者が自ら又は第三者を使用して、第2項各号に掲げる行為をしたとき

(法令等の遵守)

第26条 使用者は本規約の定めに従うほか、関係法令等、監督官庁の指示・指導等を遵守するものとします。

(本規約の変更)

第27条 ドコモは、電子メール等により通知する方法によって、次の各号のいずれかに該当する場合は、申込者及び使用者に周知することにより、本規約を変更することができるものとします。なお、本規約が変更された場合は、変更日以降当該変更後の本規約が適用されます。

- (1) 本規約の変更が、申込者及び使用者の一般の利益に適合するとき
- (2) 本規約の変更が、使用許諾契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

(準拠法)

第28条 使用許諾契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本法に準拠するものとします。

(合意管轄)

第29条 使用許諾契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所又は使用者の住所地(日本国内に限ります)を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則(2023年6月15日)

本規約は2023年6月15日から実施します。

以上